

大原記念ホール利用案内

1. 場所 福島市上町5-6 上町テラス2階 185㎡

2. 利用料金 大原記念ホール(70名～100名程度)

【会場利用料金】

午前 (9:00～13:00)	午後 (13:00～17:00)	夜間 (17:00～21:00)	全日 (9:00～21:00)
12,000円(税別)	12,000円(税別)	16,000円(税別)	35,000円(税別)

【備品利用料金】

備品名	料金
プロジェクター 1台	2,000円(税別)
マイク、音響、演台、インターネット等	無料

3. 利用時間 平日 9:00～21:00

4. 利用目的 会議・講習会・研修会・面接に限ってご使用いただけます。
ただし、会費制の会合・パーティー・展示会・その他当財団で不相当と認め
た会合等にはお貸しいたしません。

5. 申し込み方法

- (1) 会議室は使用日の2ヶ月前から申込みの受付をいたしますので所定の「大原記念ホール利用申請書」によりお申込み願います。
- (2) 利用料金はお申込みの際にお支払い願います。
- (3) 使用を許可する場合は「大原記念ホール利用許可証」を発行いたします。なお、「許可証」は会議室の「鍵」の受け渡しの際必ず必要ですので利用当日まで紛失しないように保管してください。
- (4) 電話による予約申込みについては、申込みされた日から3日以内に所定の手続きを完了して下さい。期間以内に手続きされない場合は、使用されないものとみなし予約を取り消させていただきます。
- (5) お申込み後ご都合により使用を中止される場合、及び日時の変更をされた場合、次の額を返還させていただきます。
 - ・当初利用日の7日前までは利用料金の50パーセントの額。
 - ・当初利用日の前日から6日前までは利用料金の20パーセントの額。

6. 損害賠償 利用者または参加者の故意もしくは過失により会議室、付属設備、または備品等を、汚損、破損、あるいは紛失した場合はその損害を弁償していただきます。
7. 利用の中止 下記のいずれかに該当する場合は利用をお断りすることがあります。
- (1) 申込みの記載事項に偽りがあつたとき。
 - (2) 公の秩序または善良な風紀を乱す行為があるとき。
 - (3) 他の施設利用者に対し、迷惑をおよぼす行為のあるとき。
 - (4) 会場、設備および備品等を毀損する行為があるとき。
 - (5) その他大原記念財団の管理上、支障があると認められるとき。
8. 責務 会場の利用にあたっては、以下の事項を厳守願います。
- (1) 喫煙、火気の使用及び危険物を持ち込まないこと。
 - (2) 室内での食事は原則禁止。
 - (3) ペットボトル等に入れた飲み物の持ち込みは可能とするが、アルコール類は禁止。
 - (4) 床・壁・天井・付属設備・備品等への釘類の打ち付け、粘着テープ類の貼り付け、鋸止め行為の禁止。
 - (5) 利用においてゴミが出た場合には持ち帰ること。
9. その他 利用者は会場利用が終了したときは、設備・備品等を返却し、机・椅子を利用前の状態にもどし、「大原記念ホール利用報告書」に記入のうえ利用終了後に報告すること。

問い合わせ先
一般財団法人大原記念財団 総務部総務課
TEL:024-526-0338

大原記念ホール利用申請書

一般財団法人 大原記念財団
理事長 佐藤 勝彦 殿

申請年月日 年 月 日

利用者名：

申請者： ⑩

住所： 〒

連絡先：

1. 利用年月日 年 月 日

2. 利用時間 時 分 ～ 時 分

3. 利用目的

4. 利用人数 人

大原記念財団記載欄

大原記念ホール利用許可書

下記の通り大原記念ホールの利用について許可します。

利用者名：

申請者： 様

1. 利用年月日 年 月 日

2. 利用時間 時 分 ～ 時 分

年 月 日

福島県福島市上町6番1号
一般財団法人 大原記念財団
理事長 佐藤 勝彦

大原記念ホール利用報告書

一般財団法人 大原記念財団
理事長 佐藤 勝彦 殿

報告年月日 年 月 日

利用者名：

申請者： ⑩

1. 利用年月日 年 月 日

2. 利用時間 時 分 ～ 時 分

3. 利用人数 人

4. その他 以下の点について確認後 願います。

忘れ物

ゴミ

汚れ・傷

施錠

大原記念財団記載欄

領 収 書

〇〇〇〇 御中

下記の通り領収しました。

合計金額	円(税込)
------	-------

大原記念ホール使用料として

利用時間: 時 分 ~ 時 分

年 月 日

福島県福島市上町 6 番 1 号
一般財団法人 大原記念財団
理事長 佐藤 勝彦